

発議案第 1 号

八千代市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

令和 7 年 2 月 2 8 日

八千代市議会議長 末 永 隆 様

提出者	八千代市議会議員	嵐	芳	隆
賛成者	八千代市議会議員	大塚	裕	介
	同	立川	清	英
	同	堀口	明	子
	同	山口		勇
	同	菅野	文	男
	同	高山	敏	朗
	同	三田		登
	同	若松		博
	同	大竹	秀	樹

提案理由

刑法等の一部改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

これが、本案を提出する理由である。

八千代市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

八千代市議会の個人情報保護に関する条例（令和４年八千代市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項の表第３９条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第５４条から第５６条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年６月１日から施行する。ただし、第２条第１０項の改正規定及び第１２条第５項の表第３９条第１項第１号の項の改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。